

「平成20年度使用教科用拡大図書複製補償金について」関係資料

目 次

資料2-1	諮問（平成20年度使用教科用拡大図書に著作物を複製する場合の補償金の額）	1
資料2-2	平成20年度使用教科用拡大図書複製補償金について（案）	4
（別添1	教科用拡大図書の補償金の定め方について	5
別添2	教科用拡大図書の作成実績	7
資料2-3	教科用拡大図書複製補償金額比較表	9
資料2-4	教科用拡大図書複製補償金関係規定	10



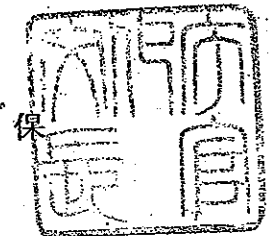
20 庁 房 第 1 5 3 号
平成 2 0 年 諮 問 第 4 1 号

文 化 審 議 会

著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 3 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、平成 2 0 年度使用教科用拡大図書に著作物を複製する場合の補償金の額を次のとおり定めることとしたいので、同法第 7 1 条の規定により諮問します。

平成 2 0 年 9 月 2 6 日

文化庁長官 青 木



平成20年度使用教科用拡大図書複製補償金額（案）

I 言語の著作物

教科用図書に掲載された言語の著作物を著作権法第33条の2第2項の教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小・中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の種類に応じ、以下の表のとおりとする。

（単位円）小・中学校用

種類	補償金の額	
第一種	国内	7,140
	国外	6,800
第二種	国内	4,725
	国外	4,500
第三種	国内	2,835
	国外	2,700
第四種	国内	630
	国外	600

（単位円）高等学校用

種類	補償金の額	
第一種	国内	7,350
	国外	7,000
第二種	国内	4,935
	国外	4,700
第三種	国内	2,940
	国外	2,800
第四種	国内	735
	国外	700

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 第一種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。
- 第二種とは、詩及び教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第三種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。
- 国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。
- 翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著作物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著作物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

II 音楽の著作物

教科用図書に掲載された音楽の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小・中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

（単位円）小・中学校用

補償金の額		
の額	国内	945
	国外	900

（単位円）高等学校用

補償金の額		
の額	国内	1,050
	国外	1,000

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

III 美術の著作物・写真の著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小・中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

(単位円) 小・中学校用

大きさ		補償金の額
1 ページ 大	国内	1,155
	国外	1,100
1/2ページ 大	国内	630
	国外	600
1/4ページ 大以内	国内	315
	国外	300

(単位円) 高等学校用

大きさ		補償金の額
1 ページ 大	国内	1,155
	国外	1,100
1/2ページ 大	国内	630
	国外	600
1/4ページ 大以内	国内	315
	国外	300

備考

- 1 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 2 「1 ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超え、1ページ以内の大きさを複製する場合をいい、「2分の1ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超え、2分の1ページ以内の大きさを複製する場合をいい、「4分の1ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1ページ以内の大きさを複製する場合をいう。
- 3 写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

IV その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の2分の1の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

平成 20 年度使用教科用拡大図書複製補償金について（案）

1. 平成 20 年度使用教科用拡大図書複製補償金の算出方法について

平成 20 年度使用教科用拡大図書複製補償金の額については、別添 1 「教科用拡大図書の補償金の定め方について（平成 16 年 1 月 14 日文化審議会著作権分科会決定）」の考え方に基づいて算出する。

（参考）

平成 19 年度における教科用拡大図書の作成実績を調査した結果、教科用拡大図書の発行部数はいまだ少部数であり、定価について昨年度と比較しても大きな変化は見られなかった。（別添 2 「教科用拡大図書の作成実績」参照）

2. 平成 20 年度使用教科用拡大図書複製補償金額について

上記教科用拡大図書の補償金の定め方に基づき算定する。具体的な補償金額は「平成 20 年度教科用拡大図書複製補償金額（案）」参照（結果的には昨年度と同額）。

教科用拡大図書の補償金の定め方について

平成16年1月14日
文化審議会著作権分科会決定

平成15年6月12日に成立した改正著作権法において、教科用拡大図書（以下、「拡大教科書」という。）の作成を権利者に許諾を得ることなく行うことができることとされ、営利を目的として拡大教科書を作成する場合には、文化庁長官が毎年定める補償金を著作権者に支払うことが義務付けられた。（平成16年1月1日施行）

このため、拡大教科書の補償金を定める必要があり、この補償金の定め方に関する考え方を示す。

1. 基本的な考え方について

- (1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。
- (2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。
- (3) 著作権法第33条第2項の教科書補償金の算出方法に準拠して定める。

- ① 現行の教科書補償金は、権利者への最低補償として発行部数を1万部未満の額と定めており、これを基準にして発行部数毎に一定割合の額を加算した段階的な体系としている。
- ② 「言語の著作物」は「第3種」の額、「美術・写真の著作物」は「1ページ大」の額を基準とし、一定の割合を乗じて他の「種類」、「大きさ」について算出している。

2. 補償金の額の算出方法について

- (1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。

- ① 拡大教科書は、通常の教科書と比べると発行部数が100部程度と少ないことから、現行の教科書補償金を基に少部数（100部程度）発行した場合の額を推定することとする。
- ② 拡大教科書の利用実態をかんがみ、発行部数による区分は設けないこととする。

- (2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

公共交通機関等では、障害者福祉法に基づき身体にハンディを負った者に対し割引制度を実施しており、拡大教科書の作成にあたって利用される著作物の補償金においても、弱視の児童・生徒のために作成される教科書といった、福祉を目的とした性質を十分に考慮すると、上述の100部相当の額の2分の1の額とすることが適当である。

【福祉割引の参考例】

5割	鉄道、バス、船舶の運賃等、高速道路の通行料、公共施設入場料、他
3割7分	航空機運賃
1割	タクシー運賃

平成20年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法

拡大教科書補償金=少部数推定額/2

少部数推定額=1万部未満の額-(2万部未満の額-1万部未満の額)

【言語の著作物】(小・中学校用)

発行部数 種類		H20年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100部相当)	H20年度拡 大教科書 補償金(案)
		1万部未満	1万部以上 2万部未満		
第1種	国内	19,950	25,725	→	7,140
	国外	19,000	24,500		6,800
第2種	国内	13,335	17,115	→	4,725
	国外	12,700	16,300		4,500
第3種	国内	7,980	10,290	→	2,835
	国外	7,600	9,800		2,700
第4種	国内	1,890	2,415	→	630
	国外	1,800	2,300		600

-2,200

5,400

1/2

5/2< 5/3< 基準 7/30<

【音楽の著作物】(小・中学校用)

発行部数 種類		H20年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100部相当)	H20年度拡 大教科書 補償金(案)
		1万部未満	1万部以上 2万部未満		
補償金 の額	国内	2,415	2,940	→	945
	国外	2,300	2,800		900

-500

1,800

1/2

【美術・写真の著作物】(小・中学校用)

発行部数 種類		H20年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100部相当)	H20年度拡 大教科書 補償金(案)
		1万部未満	1万部以上 2万部未満		
1/4大	国内	3,990	5,775	→	1,155
	国外	3,800	5,500		1,100
1/2大	国内	1,995	2,940	→	630
	国外	1,900	2,800		600
1/4大以内	国内	1,155	1,785	→	315
	国外	1,100	1,700		300

-1,700

2,100

1/2

基準 1/2< 3/10<

【国内は消費税相当額を加算】【単位：円】【国外の10円の位を四捨五入】

教科用拡大図書の作成実績

(別添2)

作成者	平成19年度					平成18年度						
	教科	発行部数	定価(円)		教科	発行部数	定価(円)					
(株)キューズ	小	社会	3年・4年上	24	30,838	小	社会	3年・4年上	30	30,838		
			3年・4年下	19	34,471			3年・4年下	30	34,471		
			5年上	28	31,720			5年上	23	31,720		
			5年下	21	24,139			5年下	24	24,139		
			6年上	24	41,874			6年上	31	41,874		
			6年下	18	21,735			6年下	31	21,735		
	小	理科	3年	19	24,654	小	理科	3年	28	24,654		
			4年上	34	18,627			4年上	25	18,627		
			4年下	30	21,042			4年下	25	21,042		
			5年上	29	22,071			5年上	23	22,071		
			5年下	21	18,805			5年下	23	18,805		
			6年上	25	20,349			6年上	30	20,349		
	中	社会	地理	1	41	30,996	中	社会	地理	1	51	30,996
				2	41	48,940				2	51	48,940
				3	41	43,890				3	51	43,890
				4	41	17,220				4	51	17,220
		社会	歴史	1	52	37,443	歴史	1	45	37,443		
				2	52	41,800		2	45	41,800		
				3	52	28,594		3	45	28,594		
			公民	1	39	29,253	公民	1	48	29,253		
				2	39	34,650		2	48	34,650		
	中	理科	1分野	上1	50	29,767	中	理科	1分野	上1	54	29,767
				上2	50	34,650				上2	54	34,650
				上3	50	34,482				上3	54	34,482
2分野			下1	50	35,868	2分野			下1	19	35,868	
			下2	50	37,264				下2	19	37,264	
			上1	50	32,739				上1	54	32,739	
理科		上2	上2	50	38,136	上2	上2	54	38,136			
			上3	50	35,353		上3	54	35,353			
			下1	50	36,225		下1	19	36,225			
		下2	下2	50	40,929	下2	下2	19	40,929			
			3年上	36	19,887		3年上	28	19,887			
			3年下	36	19,068		3年下	23	19,068			
(株)大活字	小	算数	4年上	34	19,729	小	算数	4年上	48	19,729		
			4年下	34	19,666			4年下	33	19,666		
			5年上	51	19,971			5年上	57	19,971		
			5年下	51	19,467			5年下	37	19,467		
			6年上	55	19,992			6年上	55	19,992		
			6年下	55	19,750			6年下	40	19,750		
	中	英語	1年上	61	21,000	中	英語	1年上	80	21,000		
			1年下	61	10,500			1年下	75	10,500		
			2年上	84	21,000			2年上	48	21,000		
			2年下	84	10,500			2年下	48	10,500		
			3年上	53	21,000			3年上	71	21,000		
			3年下	53	10,500			3年下	70	10,500		
中	数学	1年上	59	17,430	中	数学	1年上	80	17,430			
		1年下	59	12,390			1年下	80	12,390			
		2年上	72	11,760			2年上	47	11,760			
		2年下	71	17,220			2年下	47	17,220			
		3年上	47	17,010			3年上	64	17,010			
		3年下	47	13,440			3年下	64	13,440			
教育出版(株)	小	国語	2年上 1/3	20	43,890	作成実績なし						
			2年上 2/3	20	43,890							
			2年上 3/3	20	43,785							
			3年上 1/3	20	50,400							
			3年上 2/3	20	50,400							
			3年上 3/3	20	49,560							
			4年上 1/2	20	50,295							
			4年上 2/2	20	48,510							
			5年上 1/3	20	37,800							
			5年上 2/3	20	36,960							
			5年上 3/3	20	37,695							
			6年上 1/3	20	33,075							
			6年上 2/3	20	33,075							
			6年上 3/3	20	33,495							
			中	音楽	1年 1/2		20	62,895				
					1年 2/2		20	62,895				
					2・3年上 1/2		20	62,895				
					2・3年上 2/2		20	62,895				
	2・3年下 1/2	20			62,895							
	2・3年下 2/2	20			62,895							
	器楽 1/2	20	62,895									
		器楽 2/2	20	62,895								
	光村図書出版(株)	作成実績なし (小学校分:平成16年に17年度から21年度までの4年分を作成しているため) (中学校分:平成17年に18年度から22年度までの4年分を作成しているため)					作成実績なし (小学校分:平成16年に17年度から21年度までの4年分を作成しているため) (中学校分:平成17年に18年度から22年度までの4年分を作成しているため)					
		学校図書(株)	中	国語	1年	1	8,400	中	国語	1年	1	8,400

作成者	平成17年度				平成16年度				平成15年度		
	教科		発行部数	定価(円)	教科		発行部数	定価(円)			
(株)キューズ	小	社会	40~75	21,735~41,874	小	社会	43~72	19,719~36,235	作成実績なし		
	小	理科	31~52	18,627~24,654	小	理科	34~46	14,448~20,223			
	中	社会	地理 歴史 公民	44~61	8,434~36,960	中	社会	地理 歴史 公民		51~56	8,434~36,960
	中	理科	1・2分野 (上下)	43~46	20,055~35,542	中	理科	1・2分野 (上下)		48~53	20,055~35,542
(株)大活字	小	算数	3年上	33	19,887	小	算数	3年上	21	19,887	作成実績なし
			3年下	33	19,068			3年下	19	19,068	
			4年上	49	19,729			4年上	24	19,729	
			4年下	49	19,666			4年下	23	19,666	
			5年上	58	19,971			5年上	21	19,971	
			5年下	58	19,467			5年下	20	19,467	
	中	英語	6年上	53	19,992	中	英語	6年上	21	19,992	
			6年下	53	19,750			6年下	21	19,750	
			1年上	38	21,000			1年上	37	21,000	
			1年下	38	10,500			1年下	37	10,500	
			2年上	62	21,000			2年上	29	21,000	
			2年下	61	10,500			2年下	29	10,500	
			3年上	60	21,000			3年上	25	21,000	
			3年下	60	10,500			3年下	25	10,500	
教育出版(株)	作成実績なし				作成実績なし				作成実績なし		
	作成実績なし				作成実績なし				作成実績なし		
光村図書出版(株)	中	国語	1年-1	600(4年分)	15,750	小	国語	2年上	800(4年分)	15,750	作成実績なし
			1年-2	600(4年分)	15,750			2年下	800(4年分)	15,750	
			1年-3	600(4年分)	15,750			3年上	800(4年分)	15,750	
			2年-1	600(4年分)	15,750			3年下	800(4年分)	15,750	
			2年-2	600(4年分)	15,750			4年上	800(4年分)	15,750	
			2年-3	600(4年分)	15,750			4年下	800(4年分)	15,750	
			3年-1	600(4年分)	15,750			5年上	800(4年分)	15,750	
			3年-2	600(4年分)	15,750			5年下	800(4年分)	15,750	
			3年-3	600(4年分)	15,750			6年上	800(4年分)	15,750	
			6年下	800(4年分)	15,750			6年下	800(4年分)	15,750	
学校図書(株)	作成実績なし				作成実績なし				作成実績なし		

教科用拡大図書複製補償金額比較表

I 言語の著作物

(単位円) 小・中学校用

種類		平成19年度	平成20年度	変動額
第一種	国内	7,140	7,140	0
	国外	6,800	6,800	0
第二種	国内	4,725	4,725	0
	国外	4,500	4,500	0
第三種	国内	2,835	2,835	0
	国外	2,700	2,700	0
第四種	国内	630	630	0
	国外	600	600	0

(単位円) 高等学校用

種類		平成19年度	平成20年度	変動額
第一種	国内	7,350	7,350	0
	国外	7,000	7,000	0
第二種	国内	4,935	4,935	0
	国外	4,700	4,700	0
第三種	国内	2,940	2,940	0
	国外	2,800	2,800	0
第四種	国内	735	735	0
	国外	700	700	0

II 音楽の著作物

(単位円) 小・中学校用

		平成19年度	平成20年度	変動額
補償金の額	国内	945	945	0
	国外	900	900	0

(単位円) 高等学校用

		平成19年度	平成20年度	変動額
補償金の額	国内	1,050	1,050	0
	国外	1,000	1,000	0

III 美術の著作物・写真の著作物

(単位円) 小・中学校用

大きさ		平成19年度	平成20年度	変動額
1ページ	国内	1,155	1,155	0
	大 国外	1,100	1,100	0
1/2ページ	国内	630	630	0
	大 国外	600	600	0
1/4ページ	国内	315	315	0
	大以内 国外	300	300	0

(単位円) 高等学校用

大きさ		平成19年度	平成20年度	変動額
1ページ	国内	1,155	1,155	0
	大 国外	1,100	1,100	0
1/2ページ	国内	630	630	0
	大 国外	600	600	0
1/4ページ	国内	315	315	0
	大以内 国外	300	300	0

教科用拡大図書複製補償金関係規定

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録（同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。）の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。